

出版健保7適発第13号
令和7年10月3日

事業主各位

出版健康保険組合
理事長 鈴木 一行
(公印省略)

資格確認書の一斉交付に関するご案内

平素より当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、令和7年12月2日以降、医療機関等における資格確認については従来の健康保険証（以下「保険証」という。）を利用することができなくなります。

それに伴い保険証に替わるものとして、令和7年9月30日時点でマイナ保険証利用登録がお済みでない方を対象に、資格確認書を交付いたします。業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、該当される方に配付していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 資格確認書及び発行管理簿の送付

令和7年11月5日（水）

2. 資格確認書の回収

有効期限内に退職等で資格を喪失された場合は、被保険者資格喪失届等に添付してご返却ください。ただし、有効期限を経過した資格確認書の回収は不要です。

なお、資格確認書の交付後にマイナ保険証利用登録を行った場合（または既に登録済みの場合）、有効期限内であっても資格確認書を回収していただく必要はございませんので、不要であればご自身で破棄していただきますようご周知ください（返却していただいても構いません）。退職等で資格喪失される方がご自身で破棄しており添付できない場合は、被保険者資格喪失届等にその旨をご記入ください。

資格確認書の交付の有無については、事業所において発行管理簿等により管理していただきますようご協力お願いいたします。

3. 保険証の回収について

令和7年12月1日までに被保険者資格喪失届等を提出する場合は、添付してご返却ください。

令和7年12月2日以降は、保険証による受診はできなくなるため、資格の有無に関わらず回収は不要です。ご自身の被保険者番号等を確認するために保管していたか、ご自身で破棄していただきますようご周知ください。

4. 資格確認書に関するご案内及び Q&A

出版健保ホームページの「健康保険証が発行終了されることに伴う各種取り扱い」に掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

【お問い合わせ先】 業務部 適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部 業務課

TEL 06-6944-4300